

# 公共施設使用料設定の基本方針

平成 26 年 10 月策定  
(令和 6 年 8 月改定)  
松江市



## I. 使用料算定の基本方針

### 1. 受益者負担の原則

施設を利用する者（受益者）と利用しない者との間で「負担の公平性」を確保するため、受益者に適正な負担を求めます。

### 2. 使用料算定方法の明確化

受益者に適正な負担を求めるには、市民に理解と納得が得られるように、使用料の積算根拠（原価のあり方や受益者負担割合など）を明確にし、使用料算定の「透明性」を確保する必要があります。

そのため、使用料の算定方式や積算根拠、経費削減の取組みなどを、広報やホームページを通じて、広く市民に情報提供します。

### 3. 本基本方針の対象施設

本基本方針の対象とする公共施設には、法令等により使用料を無料とする施設又は使用料算定に係る考え方が定められている施設を除きます。

また、指定管理者制度を導入している施設のうち、「利用料金制」を採用する施設についても、本基本方針の考え方にに基づき利用料金の基準額を設定します。

（本書においては便宜上、利用料金についても「使用料」で表現を統一します。）

#### 【「使用料」と「利用料」の違い】

使用料	○行政財産の目的外使用または公共施設の利用につき、その反対給付として徴収するもの。 参考：地方自治法第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。
利用料	○公共施設を指定管理者制度で管理運営する場合に、指定管理者が施設の受益者から徴収した料金を指定管理者の収入とすること。 参考：地方自治法第 244 条の 2 第 8 項 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

## II. 使用料算定の考え方

### 1. 基本的な考え方

使用料算定にあたっては、まず施設の公共性に着目し、受益者と市（公費）がそれぞれ負担すべき割合を施設ごとに定めます（後述「2. 受益者負担区分」）。次に、施設の維持管理等に要する費用の範囲を定め、受益者に適正にご負担いただけるよう使用料を算定します（後述

「3. 施設の維持管理等に要する費用」）。

## 2. 受益者負担区分

公共施設は、サービスの性質（公共性の強弱）（※）が様々で多岐にわたるため、一律の負担割合で受益者に負担を求めることは、かえって公平性を損なう可能性があります。

このため、施設ごとのサービスの性質（公共性の強弱）を、「必需性」と「市場性」の2つの視点により区分し、その公共性に応じて受益者と市（公費）の負担割合を定めます。各々のバランスを図ることにより、負担の公平性を確保します。

（※）サービスの性質（公共性の強弱）

①必需性・・・日常生活上の必要性（必需的サービスか選択的サービスか）

必需的：市民の日常生活において最低限必要なサービス

選択的：基礎的なサービス以上のものや、必要性が個人の価値観や嗜好によって異なるサービス

②市場性・・・民間による提供の可能性（公益的サービスか市場的サービスか）

公益的：民間による提供が困難であり、主に行政が提供すべきサービス

市場的：民間による提供が可能又は期待できるものや、行政と民間で競合しているサービス

### 2つの視点

### 『受益者と市（公費）の負担割合』の決定（表①+表②）

（1）サービスの性質（公共性の強弱）による分類

①【必需性】日常生活上の必要性（選択的か必需的）による区分（表①）

区分	選択的	必需的
性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好の違いによって、選択的に利用する施設</li> <li>主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用する施設</li> <li>世代に関係なく、広く市民に必要とされる施設</li> <li>社会的、経済的弱者等を擁護、支援するための施設</li> <li>安心安全な社会を形成するために、必要となる知識や教養を普及啓発するための施設</li> </ul>
公共性	← 低い	日常生活上の必要性 → 高い

②【市場性】民間による提供の可能性（公益的か市場的）による区分（表②）

区分	性質	収益性
市場的	・民間に同種、類似するサービスが提供されており、容易に利用できる施設 ・行政と民間が競合する施設で、使用料や供給量に問題がない施設	
公益的 (非市場的)	・民間により同種または類似サービスの提供がない施設 ・民間によるサービスの提供が困難な施設	

(2) 受益者負担割合

【受益者負担割合】 3分割×3分割＝9分類の受益者負担割合5段階（表③）

[よこ軸 表① + 縦軸 表②]

	C 市場的	100% 公共性 弱	75%	50%
	B 中間	75%	50%	25%
	A 非市場的	50%	25%	0% 公共性 強
		Ⅲ 選択的	Ⅱ 中間	Ⅰ 必需的

3. 施設の維持管理等に要する費用

受益者が負担する費用の範囲は、施設の維持管理等に要する「人にかかる費用」と「物にかかる費用」とします。

なお、減価償却費、大規模修繕費については、行政目的を持って建設され、すべての市民に利用の機会を提供するための費用で、市全体の財産となるため費用には含めません。

また、隔年で発生する費用や、年度によって大きく増減する費用は、使用料算定に大きな影響を与えないよう調整します。

原価	人にかかる費用	人件費	サービス提供や施設を維持管理するための業務に従事する職員に要する費用
	物にかかる費用	物件費	サービス提供や施設を維持管理するため、物品の購入や施設の修理等に要する費用

#### 4. 使用料算定の基本算定式

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

#### 5. 使用料の算定方法（例）

(1) 1室当たりの原価から使用料を算定する場合・・・貸室等の場合

(例) 会議室・ホール等

$$\begin{aligned} \text{①利用率} &= \text{利用時間実績} \div \text{年間開館時間} \\ \text{②1㎡当たりの原価(1時間あたり)} &= \text{原価} \div \text{貸出全体面積} \div (\text{年間開館時間} \times \text{①利用率}) \\ \text{③1室当たりの原価(利用時間あたり※)} &= \text{②1㎡当たりの原価} \times \text{利用面積} \times \text{利用時間} \\ &\quad (\text{※}) \text{利用時間あたり} \\ &\quad \text{➤ 当該貸室の貸出単位が9～12時の3時間であれば、} \\ &\quad \text{利用時間は3時間とし、「3」を乗じる} \\ \text{④1室当たりの使用料} &= \text{③1室当たりの原価} \times \text{受益者負担割合} \end{aligned}$$

(2) 1人当たりの原価から使用料を算定する場合・・・個人利用の場合

(例) 歴史館、温泉施設等

$$\begin{aligned} \text{①1人当たりの原価} &= \text{原価} \div \text{年間受益者(利用者)数} \\ \text{②1人当たりの使用料} &= \text{①1人当たりの原価} \times \text{受益者負担割合} \end{aligned}$$

※ 使用料を算定した結果、現行使用料より低額となる場合で、改定により民間事業を圧迫する恐れがある場合などは、現行使用料に据え置くことも可能とします。

※ 使用料を算定した結果、改定後の使用料が周辺自治体や類似規模の自治体における同種の公共施設、また民間の類似施設と比べ、著しく高額となる場合は同施設の料金を勧告し、改定幅を調整します。

### Ⅲ. 激変緩和措置

改定に伴い大幅な増額が生じることで、受益者に過度の負担が生じることが考えられることから、改定後の使用料は原則として現行使用料の1.3倍を超えない額とします。

(端数調整により1.3倍を超えることは可とします(後述「Ⅴ. その他の共通事項」))

ただし、激変緩和措置の結果、周辺自治体や類似規模の自治体における同種の公共施設、また民間の類似施設と比べ、依然として著しく不均衡な場合は類似施設と同規模程度の使用料へ増額することを可能とします。

### Ⅳ. 定期的な使用料改定

市民ニーズや施設の維持管理等に要する費用の変化を把握し、原則として3年毎に見直しを行うこととします。ただし、制度改正や急激な物価変動等、社会経済情勢が大きく変化する局面にあっては3年にこだわらず見直しを行います。

なお、指定管理者制度を導入している施設(利用料金制を導入している施設)についても同様に、原則として3年毎に見直しを行いますが、指定管理者の収支などの影響を考慮し、次期指定管理者の選定に合わせて、利用料金を見直すことも可能とします。

### Ⅴ. その他の共通事項

#### 1. 減免・免除の取り扱い

使用料の減額・減免は、政策的で特例的な措置であり、真にやむを得ないものに限定し、適用します。また、負担の公平性の観点から、これを適正に運用するとともに、施設の設置目的や性質等を考慮します。

#### 2. 土日・休日料金の設定

文化施設、スポーツ施設等については、平日の施設利用を促進し、施設全体の稼働の向上を図るために土日・休日料金を設定できるものとします。

#### 3. 入場料等を徴収する場合の利用

受益者が営利目的で公共施設を利用する場合に、公共施設の目的外利用として通常の目的利用と差を設ける観点から、通常の使用料を割増しできるものとします。

#### 4. 大人料金と小人料金の区分

大人料金と小人料金の別、さらに小人料金を就学前後で差を設けることができるものとします。

## 5. 施設管理の方向性

各公共施設における、人にかかる費用と物にかかる費用の管理原価を圧縮することが使用料の低減につながるものと考え、経費の削減に努めるとともに、市民ニーズの把握、公共施設の設置目的に沿った市民サービスの向上をより一層努めていきます。

## 6. 設定料金の調整

使用料の単位は、受益者の利便性及び窓口での事務の効率性を勘案し、原則として端数処理を行い、10円単位、100円単位に調整できるものとします。

## VI. トライアル施設の導入【令和7年4月から導入】

観光客割合の多い施設の一部を「トライアル施設」と位置付け、同施設では激変緩和措置の上限を1.5倍へ引き上げるとともに、市民が利用しやすいよう『市民割引』（一般料金の半額）を適用します。

